

理事・監事及び評議員に対する報酬等について

1.理事・監事及び評議員の報酬

- ・役員会等会議に出席した場合に一人1回につき5,157円を支給する。

2.理事長の報酬

①報酬等の金額の算定方法

- ・行政職（I）9級1号俸を基準として、在籍年数に応じて号俸を上げる方法で算出した額を上回らない。
- ・通勤手当及び期末手当については「理事長の報酬及び旅費に関する規定」に準ずる。

②支給の方法及び形態

- ・毎月25日に理事長個人口座に振り込む。